平成28年6月15日

株主各位

会社名　高田機工株式会社
代表者名　取締役社長　寳角正明
（コード番号：5923　東証第１部）
問合せ先　常務取締役執行役員管理本部長　梶義明
（ＴＥＬ：06-6649-5100）

「第87期定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年6月10日付にてご送付申し上げました「第87期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に誤りがございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

１．修正箇所

第87期定時株主総会招集ご通知　21頁
個別注記表　税効果会計に関する注記

２．修正内容（修正箇所には下線を付しております。）

【修正前】

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

【修正後】

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

以　上